



第二十卷 第一號

(通卷第七十七號)

昭和十年一月發行

研 究

澶淵の盟約と其の史的意義 (上)

秋 貞 實 造

唐末五代の世、今のシラムレン流域より興り、遂に朔漠の地を根據として最初の統制ある國家體系を具備したものは契丹即ち遼である。^①

謂ふ所の澶淵の盟約とは、西紀一〇〇四年(遼の統和二十二年 宋の景德元年)遼朝六代の君主聖宗と、宋の眞宗との間に締結せられたる和平條約にして、之は其後兩國、特に遼側に如何なる影響を齎らすに至つたかを考察せんとするのが小篇直接の目的であるが、其の前、敘述の便宜に従ひ、一應盟約成立に至るまでの經

過を論じてみたい。

一、聖宗南伐以前に於ける宋遼の關係

西紀九八二年、聖宗隆緒が年齒十二の幼を以て景宗を襲いだ時には、宋は恰も太宗の治下に國力の充實を誇りつゝあり、従つて北方契丹に對しても亦優勢を把持してゐたが故に、攝政として簾中に臨んだ承天皇后は、南邊軍備の強化を計らんとして先づ主腦部の任命と其の權限を定め、

乾亨四年冬十月(是年九月景宗崩す)辛酉、以南院大王勃古哲總山西諸州事、北院大王于越休哥爲南面行軍都統、奚王和朔奴副之、同政事門下平章事蕭道寧領本部軍駐南京。(遼史本紀卷一〇)

尋いで、翌統和元年には休哥を以て南京留守と爲し、南邊事を總べしむることゝした。(遼史本紀卷一〇同書卷七十一后妃傳)

於是、休哥は河北に於ける宋軍の築城を妨害すると共に、自らも邊備を修め、燕民を撫諭して、邊境の治安維持に力を致した。(遼史卷八三耶律休哥傳)

遼史本紀(卷一〇)を見るに

涿荊刺史安吉奏、宋築城河北。詔留守于越休哥撓之、勿令就功。(統和元年正月壬午)とか、或は

南京奏聞、宋多聚糧邊境。……詔休哥嚴爲之備。(同年二月己丑)或は又

南京統軍使耶律善補奏、宋邊七十餘村來附。詔撫存之。(同年二月辛丑の條)

耶律善補招亡入宋者、得千餘戶歸國。詔令撫慰。(同年五月庚午の條)

等とあるは、遼の南面邊事の漸く緊張し行く様を語るものであるが、之は宋側には左の如く反映してゐる。

高陽關捕得契丹生口、送至闕下。上召見。言、契丹種族攜貳、慮王師致討、頗於近塞築城爲備。^⑦
或は同卷に

上復謂宰相曰、數有人自北邊來、偵知契丹事、自朝廷增修邊備、北人甚懼威。と謂ふ。

斯く兩國互に邊備に汲々として居たが、此の間聖宗は統和元年、同三年の二回に互り、東方鴨綠江面の女真征伐を敢行してゐるのは、^⑨一に女真族の宋への交通を斷ち、以て背側面の憂患を除かんとしたものと見るべきであらう。

然るに、雍熙三年三月(統和四年)宋の太宗は、遂に燕雲十六州の故地を回復すべく大規模なる北伐軍を興すに至つたが、其の直接の動機は知雄州賀令圖を始め其の父懷浦、^⑩薛繼昭、劉文裕、侯莫陳利用等が相繼で「北方契丹に在つては、國主幼少にして國事は悉く母后に決し、寵臣韓德讓(耶律隆運)又權を専らにして、國人の反感を買ひ、國內穩かならざるものあれば其の釁に乗じて幽薊の地を取るべし」^⑪と進言したるに籍る。

此の時の宋軍の北進を窺ふに先づ軍を三路に分ち、

第一軍は曹彬（幽州道行營前軍馬步水陸都總管）米信（西北道都部署）等主力を率ゐ、雄州より（河北省雄縣）北上して一路幽州に向ひ。

第二軍は田重進（定州路都部署）に率ひられて飛狐道を出で蔚州に入る（同年四月）。

第三軍は潘美（雲應朔等州都部署）を將として雁門道を採り雲州に進む。

其の中二、三兩軍當面の目的は西方山後方面の敵を掃蕩するにあり、第二段としては西方より東向して曹彬等の本軍に合して幽州攻略に参加することであつたが、曹彬は功を急り、三月早くも涿州（河北省固安縣）を陥れはしたものの、糧食繼かざる爲め退却の止むなきに至り、再び軍を進めるや、五月岐溝關（涿州の南）の北方に於て遼軍と會戰、大敗北を蒙り、之が爲め西部二軍も亦背進を餘儀なくさせられたれば、太宗は遂に廷臣趙普・李昉等の諫言を納れ北伐を中止することゝなつた。之を遼側より見るに、宋軍の北進は三月直ちに幽州なる耶律休哥に依つて

宋遣曹彬・崔彥進・米信由雄州道、田重進飛狐道、潘美・楊繼業雁門道來侵、岐溝・涿州・固安・

新城皆陷。（遼史本紀）
（卷一一）

と上奏され、於是、聖宗は急使として宣徽使蒲頌を休哥の許に派し軍事を議せしめると共に、他方諸部兵を徵し、恰も當時女眞を征して凱旋中なりし耶律抹只をして大軍を率ゐて救援に赴かしめ、更に平州（河北省盧龍縣）一帯沿岸の防備を命じ、宋の水軍に備ふる所があつた。⁽⁴⁾而して聖宗も四月親征して涿州附近に

至り、五月には休哥等、大いに曹彬・米信の軍を岐溝關に敗り、又山後地方に出動した耶律斜軫等は蔚州に赴き、進んで飛狐口に至り、西して寰州(山西省朔縣東北の馬邑鎮)朔州(山西省朔縣)を陥れ、宋の驍將楊業を俘殺して雲應諸州を復し、(遼史本紀卷一一、同、卷八三)更に勝に乗じた聖宗は十一月再び南進を試みてゐる。之に就いて遼史(本紀卷一一)は次の如く謂ふ。

(1) 統和四年十二月己亥(日五)休哥敗宋軍於望都、遣人獻俘。壬寅(日八)營于濠沱(河)北。詔休哥以騎兵絕宋兵、毋令人邢州。

(2) 十二月甲辰(日十)詔南大王與休哥合勢進討、……上率大軍與宋將劉廷讓・李敬源戰于莫州(?)敗之。

乙巳(日十一)擒宋將賀令圖・楊重進等。(國舅詳穩撻烈哥宮使蕭打里死之。)丙辰(日二十)邢州降。

丁巳(日三十)拔深州、以不即降、誅守將以下縱兵大掠。

(3) 統和五年春正月乙丑(日二)破東城縣縱兵大掠。(?)丁卯(日四)次文安、遣人諭降、不聽、遂擊破之。

戊寅(日十五)上還南京。

然るに長編及び宋會要(蕃部契丹)に據るに、

雍熙三年(統和四年)十二月(宋會要には十二月十二日)契丹將耶律遜寧號于越者、以數萬騎入寇瀛州、都部署劉廷

讓與戰於君子館(瀛州の西北約三十支里)……全軍皆沒、死者數萬人、知雄州賀令圖、高陽關部署楊重進俱陷于

敵。(長編卷二七)

とあり、之は前記遼史の(2)に該當するものなれば、従つて(2)の莫州は君子館に、李敬源は李繼隆に、^⑪

(1)及び(2)の邢州は祁州に改めらるべきであらう。尙ほ又(2)の括弧「」の中なる撞烈哥・蕭打里の死は「死之」とて、恰も君子館の役に戦没したかの如く記されてゐるが、既に遼史(卷二)卷末考證(乾隆四年)にも謂ふ如く、之とは全然別個の山後代州附近の戦を指すものである。^⑫以上に據れば、聖宗は十一月南京

より南下するや、翌十二月先鋒都統耶律休哥をして望都(河北省望都縣)に敵を襲はしめ、進んで瀛州(河北省河間縣)に入

寇せんとして君子館に宋將劉廷讓を奔らし、賀令圖を擒へ、楊重進を殺し、更に祁州(河北省安國縣)深州(河北省深縣)を抜いて翌年正月瀛州の東北なる東城より文安(河北省文安縣)を経て軍を班へした。

この兩次の入寇に依り宋の蒙つた損害は頗る大にして、軍士の死する者、子女金帛の掠去されるもの其の數を知らざる有様であつた。

初曹彬及劉廷讓等相繼敗覆、軍亡死者前後數萬人、緣邊創痍之卒不滿萬計、皆無復鬪志、河朔震恐、悉料鄉民爲兵、以守城皆白徒、未嘗習戰陣、但堅壁自固、不敢禦敵、敵勢益振、長驅入深・祁、陷易州、殺官吏、鹵士民、所過郡邑攻不能下者、則俘取村墅子女、縱火大掠、輦金帛而去、

魏博之北咸被其禍。^(長編卷二八 雍熙四年春正月)

越えて統和六年(端拱元年)九月にも、聖宗は親征して涿州を降し、十一月滿城(河北省滿城縣)を抜き、祁州を攻めて大いに掠奪を縱にし、更に新樂城(河北省新樂縣)を陥れ、翌年正月軍を班すや途中易州を攻めて再び之

を奪ふことゝなつた。遼史に據れば、

統和六年九月癸卯祭旗鼓南伐。庚戌次涿州。乙卯縱兵四面攻之、城破乃降。

十月戊午攻沙堆驛破之。癸未進軍長城口、⁽²⁰⁾宋定州守將李興以兵來拒、休哥擊敗之。

十一月庚寅駐長城口、督大軍四面進攻、士潰圍委城遁。辛卯攻滿城圍之。甲午拔其城。

戊戌攻下祁州、縱兵大掠。己亥拔新樂。

この時定州附近に於ても亦宋軍は敗戦を重ねて居る。

統和六年再舉、(耶律奴瓜)將先鋒軍、敗宋游兵于定州。(遼史卷八五 耶律奴瓜傳)

統和七(六?)年伐宋爲先鋒、與耶律奴瓜破其將李忠吉于定州。(遼史八二 磨咎古傳)

然るに、宋側の史料は之に就いて殆んど記す所無く、唯同年(端拱元年)十一月定州監軍袁繼忠、都部署李繼隆等が契丹軍を唐河に破り、追ふて曹河を逾えたことを謂ふのみであるが、其の捷報が十一月己丑(六日)に奏聞されて居る所^(長編卷二九)より推すに、聖宗の本軍はこの頃未だ滿城以北にあることなれば、こは契丹の先鋒軍との間に交へられたものにして、趙翼も「宋之勝也遼不言敗、遼之勝也宋亦不言敗、彼此各誇其功、而諱其辱、蓋國史本如此。」⁽²²⁾と謂ふが如く、各々己が敗北を忌避したるが爲めであらう。

七年五月(端拱二年)にも兩軍の間に交戦が行はれ、⁽²³⁾尋いで七月聖宗は更に遣兵南侵せしめてゐる。

（遼史本紀）
卷一二

此の南侵は長編（卷三）契丹國志（卷七）宋會要等に、宋將尹繼倫が唐・徐二河之間に契丹軍を擊破し、耶律休哥を負傷せしめたところにあるに當るものであらう。其後は長編に前記尹繼倫大勝の記事に續いて、

「敵自是不敢大入寇」と謂ひ、耶律休哥傳（遼史卷八三）にも、

休哥以燕民疲弊、省賦役、恤孤寡、戒戍兵、無犯宋境、雖馬牛逸于北者悉還之、遠近向化、邊鄙以安。

等とあるが如く、宋遼の間には大なる爭端も交へられなかつたやうである。惟ふに、これは上述した如き雍熙三年曹彬等の北伐失敗と、其に誘發された契丹の相繼ぐ大舉入寇とは宋の上下を擧げて對策に腐心せしめ、こゝに彼等の從來採り來つた對北方積極政策は漸く消極的、防禦的に革められざるべからざるに至り、太宗又自ら深く慎しむ所あり、緣邊の戍兵を戒めて専ら守勢を取り、安靜を持せしむるに力めた。例へば、端拱元年八月郭守文を鎮州路都部署に充て、北邊戍守の將士を總べしめんとしたる時之を戒めて、

「夫用兵者、先須知敵疆弱、明於動靜、賞罰必當、但戢兵清野、此大意也。且朝廷以鎮定・高陽三路控扼往來咽喉、若敵無所顧矜驕而來、則出奇兵掩之、萬不失一、且於騎士一指揮內、揀驍勇者、間以弓矢槍劍、分爲十隊乃至三四百隊、皆可制也。又選廷臣押隊、敵若敢踰鎮・定、汝但勿戰、

陽爲怯勢、陰置騎士、朕卽以駕前精銳、徑發格鬪、仍竊取敵號、俟有必勝之策、則分佈隊伍、縱兵擊殺、若其未捷、各保城寨、皆百戰百勝之謀也。」(長編卷二十九)

と謂ひ、卽ち敵來るも堅壁清野し敢て自ら戰を求むる勿く、充分に敵を間近に引き寄せ、然る後必勝の軍を起すべきを諭してゐることよりも知られるであらう。

されば、同年十一月唐河の戰に於ても戍將の多くはこの諭詔を盾に、李繼隆、袁繼忠の進んで攻勢に出でんとしたのに反對してゐる(長編卷二十九)。又淳化二年(統和九年)女眞の首領野里鷄等が遣使上言して援兵を發せんことを求めた時も、太宗は唯詔して之を撫諭するに止まり、或は淳化五年六月、高麗國王治(成宗)が契丹の侵掠を蒙り、遣使して出師を乞ひたる時も、太宗は「北邊甫寧、不可輕動于戈」とて、其使節を厚く禮するのみで空しく歸らしめた(長編卷三十六)。こと等は之を證するものにして、其と共に北方契丹に在つても、聖宗は統和十年蕭恒德をして高麗遠征を敢行せしむることとなり、専ら意を東方に注ぎたる爲め南顧の餘裕を著しく殺がれたこと等に歸すべきであらう。

この高麗征伐は南方中原の經略に従事せんには先づ東顧側面の憂ひより除かざるべからずとの聖宗(實は承天太后及び近侍の重臣達)從來の建前より、瀕海女眞服屬の後(26)は、更にその背後、鴨江の彼方に雄據する高麗に一撃を加へ、以て之と宋との關係を遮斷せんとしたものに外ならない。

さて、斯く宋遼は各相對峙しつゝも、比較的平穩裡に數年を過したが、此の間宋側を尤も惱ました

ものは北邊守戍軍への糧餽が、絶えず契丹軍襲撃の脅威に曝されねばならなかつたことである。

前述した端拱二年七月宋將尹繼倫の快勝の如きも北邊威虜軍⁽²⁰⁾へ輸送する數千乘の輜重を定州都部署李繼隆が鎮・定の大軍を發して護衛せしめる途中、之を襲はんとした耶律休哥の精銳を、彼が唐・徐二河の間に邀撃したことを傳へたものにして、こは單なる一例に過ぎないが、之に依つても知られる如く、北邊へ兵餉、其の他の軍需品を安全に護送するには大軍を以て當らねばならず、従つてそれに伴ふ莫大な經費と危険から、宋の識者の中には遂に威虜軍を始め、靜戎軍等の北邊守戍軍を閉鎖撤收せんとするの議が唱へられるに至つた。少し煩瑣の嫌ひはあるが、試みに戸部郎中張洎の封事を引用して彼等の理由とする所をみるに、

……^(略前)今聞威虜軍等置在平川、地非險阻、帶甲之士不滿萬人。議者爲、國家比創此軍、以蔽捍定州、此軍若廢則北戎立至城下。臣以爲、議者不究事實、蓋謀慮之過焉。今請以敵勢言之、若敵人舉十萬之衆、長驅深入、量留數千騎、營于威虜等軍城隍之側、則威慮等軍閉壘不暇、豈能出城野戰哉。賊略地則既無邀截之期、賊攻城則自有敗亡之禍、而藩屏鎮・定不亦難乎。是知威虜等軍廢之非有利于北戎、置之又無益于邦國。……^(中略)……今聞三鎮之衆冒炎酷、陟郊坰、荷戈而趨者、裹送餼糧而已、既充防護軍儲之役、則本無鬪心、以援送怠惰之師、當北敵狡揚之騎、且行且戰、必貽敗衄、一軍小卻衆或隨之、則威虜等軍望風而自下矣。且威虜等軍朝廷既發大軍、與之饋運、

假使所送兵食得達本城、然則歲月之間餽糧必竭、戎人既未退、運路亦未通、國家不可復起三鎮之師、與之裏送也。況威虜等軍所守城邑、逼近邊隅、北戎來侵、既不背城出戰、北戎入寇又不能謹守封陲、但虛聚甲兵、費耗廩食而已。……(中略)……今威虜等軍與蕃界連接、蕃族之衆朝夕往來、

朝廷豈能以月繫時、調兵備食也、安危事勢昭然可觀。儻尙因循、必成陷沒。……(中略)……若此際

運糧之衆得達本城、其威虜等軍宜因此時乘大軍之勢、保全士族拔壘而旋、如是則三鎮之衆出既有名、威虜等軍免覆亡之禍矣。今契丹逆命、河朔未寧、國家控禦之方宜舉其要。臣以爲、凡在邊境

軍壘、其甲卒不滿三萬人以上者、宜從廢罷。(長編卷三〇)

然るに北邊守戍軍を撤廢することは彼等が机上で考へる程容易に行はれ得るものでも無く、且つ又それが宋にとつて然かく有利に展開するものでもなかつたことは、其後尙は永く之等の軍寨が宋の對契丹防備の根據地たる定州の捍蔽として存置重視されたことに依つても分明であらう。^②

斯くして宋朝が北邊禦寇の一策として再び採用したものは曩きに案出された茶鹽の利用であつた。之に就いては、既に松井等氏の「宋の北邊防備と茶の利用」なる研究あり、且つ本項に在つては岐路に立入ることなれば、他日稿を改めて詳述することゝして、今は唯次の如き記事を引用するのみに止めやう。

自河北用兵、切于饋餉。始令商人輸芻糧塞下、酌地之遠近而優爲其直、執文券(交引とも謂ひ一種の約束手形である)至

京師、償以緡錢、或移文江淮、給茶鹽、謂之折中。(端拱二年)冬十月癸酉復令折中如舊。(卷三〇)(長編)

即ち商人をして芻糧を塞下に輸せしめ、輸送地の遠近に應じて價直を割増し、之に約束手形の如きものを交附し、商人は之と引換へに、現金を欲すれば京師に至つてその支拂ひを受け、又茶鹽を望むものは江淮に至つてその支給を受ける制度である。尙ほ此の外に河北州軍に屯田制を布き、諸州の鎮兵を發して雄・莫・霸州、平戎・破虜・順安軍等北邊一帯に互つて水稻を植ゑ以て糧秣轉運の憂難を斷つと共に戎馬入侵の妨礙たらしめんとする企圖も行はれたが大なる成果を結ぶに至らなかつた。⁽³⁴⁾斯かる所、遼史^(卷一)は統和十二年(淳化五年)に至つて突然宋より請和使の派遣されたことを報じてゐる。

八月乙酉宋遣使求和、不許。

九月辛酉宋復遣使求和、不許。

宋の方では之に就いて少しも言及する所はないが、先きに淳化元年六月上疏された太僕少卿張洎の邊防策の中には

……^(前略)審觀天下之形勢、憂患未已、唯與之(契丹)通好或可解紛、今山東(河北)諸侯近不交戰、訪聞匈奴(契丹)已還其庭、宜因此舉通和之策。……^(長編卷三一)

とて契丹との間に和議を締結すべきを主張して居ることが見え、或は又宋會要に^(蕃部)

淳化二年虜遣人至雄州求通好。帝遣中使麥守恩謂之曰、朕以康民息戰爲念、固無辭于屈、已後

有來使、當厚待之、勿拒其意。既而使不復至。

とあること等より推測する時は、かゝる遼史の記載を全く無稽なりとして否定し得ないであらう。矧んや宋の西北邊に於ける西夏の侵擾漸く繁からんとするの時に於てをや。

然れども此の和解の提議は契丹側の一蹴する所となり、然のみならず翌統和十三年（至道元年）に至るや、正月先づ韓德威に率ゐられた數萬の契丹軍及び黨項族を中心とする西北邊の蠻族は相合して振武方面より山後地方に入り、一度は成將折御卿に邀撃されて敗走したが、十二月再び寇して前敗に報い、又同年四月にも他の一軍は東方雄州方面に入寇してゐる。斯くの如く、宋は北邊に於ける契丹の絶えざる入寇と、西北邊李繼遷の擾亂による邊防の奔命に疲らされてゐる中に、至道三年三月太宗崩じ眞宗即位するや、再び和好の議が擡頭し始めて來た。

至道三年九月刑部員外郎馬亮上疏言、……契丹仍歲内侵河朔蕭然、請修好以息邊民。（長編卷四二）
又同年十二月の條にみゆる邢部郎中王禹偁の上疏（五事）にも、

其一曰謹邊防、通盟好、使輦運之民有所休息。方今北有契丹、西有（李）繼遷、雖不犯邊、戍兵豈能減削。……臣愚以爲、陛下嗣位之始當順人心、宜敕疆吏、致書敵臣、使達北庭、請尋舊好。

（長編卷四二）

とあり、或は咸平二年二月には朱台符上疏して、

……(前略)赦契丹之罪、擇有文武才略、習知邊境、辨說之士二介之使、以嗣位服除禮、當修好隣國、往告諭之。……(中略)因與之湍棄前惡、復尋舊盟、利以貨財、許以關市、如太祖故事、結之以恩、彼必思之。兩國既和、則無北顧之憂、可以專力西鄙、〔李〕繼遷當自革心而束手。是一舉而兩獲也。

(長編卷四四)と謂ふ。

之に反して、契丹に在つては此の頃既に高麗王成宗の降を納れ、之に鴨綠江東の地を與へ以て宋との關係を絶つて東顧の憂を去り、西方に於ては李繼遷と結んで宋を侵さしめんとする等、中原南侵の備へは將に其の成を告げつゝあつた。かゝれば統和十七年より二十一年迄連年に互る宋境への侵寇^{⑤⑥}は、臆がて行はれんとする大規模なる南伐の前哨戦とも謂ひ得るであらう。

二、聖宗の南伐と遼淵の盟約

さて、統和二十二年聖宗は愈々大舉南伐するに決し、先づ皇弟隆祐をして京師に留守たらしめ、九月親ら南京に赴き、一方高麗に諭告し、翌閏月母后と共に征途に上つた。その南侵の經過を見るに、

遼史^(卷一)は、

統和二十二年閏九月丙寅^(日五)遼師與宋兵戰于唐興^(河北省安新縣)大破之。

丁卯^(日六)蕭撻凜與宋軍戰于遂城敗之。庚午^(日九)軍于望都。

と謂ふ。然るに長編(卷五)には、

景德元年閏九月契丹主與其母舉國入寇、其統軍順國王撻覽引兵掠威虜(遼城)順安軍(河北省高陽縣)。魏能石普等帥兵禦之、能敗其前鋒。……又攻北平寨(河北省完縣の東方)、田敏等擊走之。又東趨保州(保定府、今の清苑縣)、

……進攻州城、不利而北。是日二十二日也撻覽與契丹主及其母合勢以攻定州、王超(北面都部署)陣

于唐河(遼河の下流名にして、唐、定安國、博野の諸縣を流る)、執詔書、按兵不出戰。敵乃率衆東注陽城淀(河北省完縣の東南約五十里)。

とあり、宋側遼側の記載は夫々勝利を得たる部隊のみに就いて記されたものと考へらるれば、契丹軍は先づ唐興・遂城(威虜軍)信安軍を掠め、北平寨に敗れ、東して保州城を攻めしも利あらず、十九日望都に軍し、尋いで二十二日軍を合して定州を攻略せんとしたのである。而して之に據れば、契丹軍當初の目標地點が定州に在つたことは容易に知り得やう。同時に契丹は又別隊をして西方路をも襲はしめた。

閏九月己卯(宋會要は、二十八日、即ち庚辰の條に記す)、奇嵐軍使④開封賈宗奏、敵騎數萬入寇草城川、率兵擊敗之、翌日復至、又敗之、遂北出境(長編卷五七)。

又宋史(本紀卷七)には、九月己卯高繼祖率兵擊敗契丹數萬騎於奇嵐軍。と謂ひ、契丹國志卷七にも

秋閏(九)月又分兵圍奇嵐軍爲守臣賈宗擊走。

とある。

さて、定州を抜くこと能はざりし主力軍は一旦東して陽城淀に駐したが、驍がて關南に入り、十月丙戌^(六)瀛州城を圍み、其後急攻十數日に及びたるも知州李延渥堅く守つて下らず、却つて多大の損害を被り^(此の捷報は十一月一日に上聞されてゐる)、之を攻陥することは斷念せざる可からざるに至つた。

玉海^(卷一九三上)に據れば、

十月丙戌^(日六)北面上言、虜緣胡盧河而東、遂南攻瀛州。十一月辛亥朔北面上言、虜衆急攻瀛州、晝

夜鼓譟乘城、虜爲城兵所殺者三萬餘人、傷者倍之、遂解圍。

と載せ、宋會要^(部蓋)及び長編も略之に同じく、遼史本紀も冬十月丙戌攻瀛州不克と謂ふ、獨り宋史本紀

^(卷七)には

景德元年十一月乙卯契丹攻瀛州、知府李延渥率兵敗之、殺傷十餘萬衆遁去。

とあるも、こは十月丙戌以後翌十一月辛亥以前に置かれざるべからず。

瀛州を去つた契丹主力は南進して冀州に逼つたが、此處でも知州王嶼に擊走され、更に貝州^(河北省清河縣)⁽⁴²⁾

天雄軍^(河北省大名縣)を窺はんとした爲め、宋は諸路兵及び澶州の戍卒を督して天雄軍に防がしめたが益々南侵⁽⁴³⁾

を續け、十一月壬申には既に天雄軍の南なる德清軍^(河北省清豐縣)を陥れ、直ちに澶州^(河北省開州)に迫つた。

二十五日^(正しくは二十二日なるも是日)に奏報が達したものであらう李繼隆等言、戎寇過天雄、犯德清軍、抵澶州北、直犯大陣、圍合

三面。^(王海一九三上、宋會要、蕃部契丹)

是より先き、宋の朝臣の多くは聖宗の舉國侵寇を聞くや大いに動搖し、眞宗に勸めて頻りに遷都を促してゐたが、於是、眞宗は遂に群議を斥け、寇準の策を用ひて親征に決し、十一月庚午^(二十)京師^(開封)を發駕することゝなつた。實に敵軍の澶州入寇に先立つ二日である。斯くて眞宗は十一月丙子^(二十六)澶州南城に至り、更に寇準、高瓊等の懇請を納れ北城に臨んで兩軍相對峙の姿勢を執つた爲め、宋諸軍の士氣は頓に振作されることゝなつた。

丙子車駕次南城……寇準固請幸北城……上既至登北城門樓、張黃龍旗、諸軍皆呼萬歲。^(長編卷五八)
蓋し眞宗の斯かる積極的應戰の態度は契丹側の意表に出でたるものと謂ふべく、之が爲め兼てより兩國一部人士の間に交渉されつゝあつた和議運動も急速なる進展を見るに至つた。

之に就いて尤も力を致した者は、嘗て(統和二十一年)望都の戰に於て虜はれ、其の儘北方に留つて親信を得てゐた宋將王繼忠^(四)にして、彼は早く既に契丹入寇の初めに當り、莫州部署石普を通じて眞宗に密奏を致して居る。

王繼忠乘間言和好之利。時契丹母老、有厭兵意、雖大舉深入然亦納繼忠說。於是遣小校李興等四人、持信箭、以繼忠書、詣莫州部署石普、且致密奏一封。……^(長編卷五七景徳元年閏九月)

これは契丹軍が定州に向ふ前後の時のことにして、此の奏を得た眞宗は直ちに李興を通じて繼忠に手詔し其の斡旋を命じた。然るに、翌十月契丹本軍が瀛州を攻圍せんとするや、繼忠は再び石普を通

じて具奏すらく「契丹已領兵攻圍瀛州。蓋關南乃其舊疆恐難固守。乞早遣使議和好。」（長編卷五八）とて、頻りに宋側より和好を提議すべきを慫慂し來りたれば、於是、曹利用が北廷に派遣されることゝなつた。

宋會要（蕃部契丹）に、

十月二十六日契丹遣人、以前殿前都虞候王繼忠奏、乞許通和。詔以殿直曹利用爲閤門祇候假崇儀

副使、往答其意。

とあるは正しく之を謂ふものである。

然るに、利用は天雄軍に至るや、孫全照・王欽若に留められて行く能はず荏苒此の地に日を送りつゝあつたが、偶々石普に依つて眞宗の許に派せられたる張皓が、途中契丹に獲られた爲め、繼忠は皓に託して眞宗に奏し、別に速かに遣使せんことを請ひしかば、帝は王欽若を戒め利用を促して更に北上せしむることゝした（これは長編によれば十一月二日（十二日（壬申）のことである））。

遼史に據るに、

十一月丁卯（十七）南院大王善補奏、宋遣人造王繼忠弓矢、密請求和。詔繼忠與使會、許和。

と謂ひ、こゝに「宋遣人」とあるは恐らく張皓を指すものにして、且つ此の時に至つて和好の議の始めて契丹側に公に取擧げられたことを知る。

然して宋側の史料が何れも和好を初めて提議したるは契丹なりとして居るに反し、遼史では前記の

如く宋より和を求めたるを謂ひ、果して何れが眞なるかを疑はしめる。されば陔餘叢考(卷一)にも「至澶淵之盟、又未知孰先求和也。大抵交戰則諱言敗、請和則諱言先、兩朝修國史時固已各自爭雄如此耳。」と謂つてゐるが、當時の事情及び兩國の形勢より判するに、初め王繼忠の宋に對する和平運動は彼一個人の私的交渉とも見るべく、然し之に就き彼は母后に對しても長編に謂ふが如く、(前)和平の利の大なることを頻りに誇張し進言しつゝあつた筈なれば、恐らく承天太后も、従つて聖宗も、和議に對して全然拒否的態度を持して居たものにあらず、條件に依つては之に應ずべき用意はあつたと見る可く、されば彼は先づ宋をして遣使せしめ、^⑧然る後母后・聖宗を説得して其議を容認せしめんとしたものであるまいか。

長編(卷五)景德元年十二月癸未(四)の條に契丹の使節姚東之の齎らせる國書に猶ほ「曹利用所稱、未合王繼忠前議云云」と言ふは少くとも此の間の消息を語るものと見るべきであらう。尙ほ又、此頃(十一月下旬)になると契丹は既に定州を陥れんとして成らず、東して瀛州城の攻圍を企て、失敗し、最後に澶州の戰に於ては指揮官蕭撻凜を亂軍の中に失ひ、加ふるに豫期せざりし眞宗の親征に遭ひ、且つ未だ降し得ざりし威虜軍、信安軍、保州等に據る宋軍に激しく背後を脅かされ、^⑨これ等は王繼忠の奔走斡旋と相俟つて、彼等の間にも和議を希むの念漸く切なるものあり、こゝに於て宋側より申込まれた和好の議は急に具體化するに至つたものであらう。

さて、天雄軍より契丹寨に赴いた曹利用は聖宗及び韓德讓(耶律隆運)等の重臣と折衝を重ね、共に議する所あつたが未だ決せず、戊寅(二十)(遼史、玉海には前八日(日の丁丑とあり))契丹の報聘使として聖宗の書を齎せる左飛龍使韓杞を伴ひ歸つた。この韓杞の齎した國書に依つて始めて契丹側の要求が明かとなつた。曰く關南故地の割讓を受けることである。而も之が契丹最初の、且つ全部の要求であつたことゝ謂ひ、又、十二月癸未曹利用が再使して割地之議を阻みたる時、接判の政事舍人高正の言に、今茲引衆而來、本謀關南之地、若不遂所圖、則本國之人負媿多矣。(長編卷五八)とあるが如きよりするに、此の關南故地の獲得こそ聖宗南伐の主要なる目的であつたものゝやうである。

次に然らば關南の故地とは何を指すものであるか。李璣の皇宋十朝綱要(卷三)景德元年十一月戊寅の條には「契丹遣使求瓦橋關南之地。」とあり、宋史(卷二九〇)曹利用傳にも次の如く謂ふ。

利用再使契丹。契丹母曰、晋德我、畀我關南地、周世宗取之、今宜還我。

之に據れば關南の故地とは後周の世宗に依つて奪取された(宋太祖即位の前年)瓦橋關以南の地益津(州)瓦橋(雄州)淤口(信安軍)の三關及び乾寧軍、莫州、瀛州等を指したるものに外ならない。五代史記(卷一二)に、

顯德六年夏四月壬辰取乾寧軍。辛丑取益津關以爲霸州。癸卯取瓦橋關以爲雄州。

五月乙巳朔取瀛州。

と謂ひ、資治通鑑(卷二 九四)にも

顯德六年夏四月壬辰上(世宗)至乾寧軍。辛丑至益津關。癸卯上入瓦橋關。甲辰契丹莫州刺史劉楚信舉城降。

五月乙巳契丹瀛州刺史高彥暉舉城降。於是關南悉平。戊申孫行友奏拔易州。⁽⁵⁶⁾
と記してゐる。

然れども此の契丹の要求は宋側の納るゝ所とならず、爲めに再び使した曹利用は當時恰も宋にとつて有利に展開しつゝあつた形勢と、宰相寇準の強硬なる態度とを背景として、堅く其の主張を執つて譲らず、遂に契丹をして要求を撤回せしめ、代償として歲毎に絹二十萬匹銀十萬兩を贈遺するを以て和議を成立せしめた。⁽⁵⁸⁾

斯くて、十二月丙戌(七)宋よりは李繼昌が眞宗の誓書を持して北寨に赴き、契丹又辛卯(十二)丁振を遣して國書を携へて報聘するに及んで和議は正式に批准を了へ、同月己丑(十)聖宗は諸軍に詔して解嚴を命じ、茲に兩國は平和状態に入ることゝなつた。⁽⁶⁰⁾
其の盟約は次の如くである。⁽⁶¹⁾

(1) 宋は軍費として契丹に毎歲絹二十萬匹、銀十萬兩を輸す。但し如上の歳幣は雄州迄送致するに止む。

(2) 宋の眞宗は契丹の承天太后を叔母と爲し、即ち兩國は兄弟として交り、聖宗は眞宗に兄事し、互に稱するに南北朝(宋を南朝、契丹を北朝)を以てす。⁽⁸⁴⁾

(3) 兩國の國境は全て従前の儘に瓦橋關(雄州)を界と爲して、關南の地は依然宋の有に歸し、兩者は各疆界を守つて交侵する無く、且つ沿邊の城寨及び河道は舊に依り、一切創築開拔することを得ず。

以上述べた所は媾和條件及び和好に至るまでの經過の大概であるが、之に據るに、遠く南侵して澶州に至り、將に宋の首都開封府を衝かんとするの概を示した契丹としては、其の唯一の要求たりし關南故地の割讓をも得ず、唯銀絹の歲幣のみに甘んぜざるべからざるに至つたのは、聖宗南伐の然かく成功にあらざりしを語るものに外ならない。然らば、それは果して龍頭蛇尾に終り、此の盟約に依つて契丹の獲たものは如上の金帛のみに過ぎなかつたのであらうか、否、之等の歲幣はかの雄州の豪族趙延祚(85)も「國家所遺金帛、皆歸於國主及母(承天太后)、其下悉無所及。……」(長編卷五九)と上言してゐるが如く、一部限られた範圍の人々を潤すのみにして、彼等が全般的に得たるもの、それは銀にもあらず亦絹にもあらずして、以後兩國間永年の和平關係が齎らした契丹領内に於ける文化の發達と經濟的開發であり、或は又、無形上には宋と對等の關係を保つことに依り、内に在つては民族的自覺を高め、外に於ては高麗及び西夏等の諸國に對する國際關係を益々有利に導くに至つたこと等を擧げ得るが、今は唯問題を前者の中、特に經濟的發展のみに限つて敘述を試みることにする。(未完)

① 契丹とは元來民族名にして、此の名を最初に傳ふる支那史籍は魏書である。然し文獻ではないが年代に於て更に古いものは現滿洲國錦州省義縣の西北里餘、大凌河左岸なる萬佛洞の東部窟内に見ゆる「景明三年（西紀五〇二年）五月九日造」の銘を有する刻文中の「尉噲契丹使員外散騎常侍韓貞三」云々の文字にして、（濱田博士、遼西義縣の石窟寺——寶雲第八冊、松井等氏、契丹勃興史——滿鮮地理歴史研究報告第一冊所收）こは後魏の使者韓貞が契丹に赴かんとする途中此處に刻り付けたものであらう。此の外、かの突厥閼特勤（*Kut Tegin*）、默棘連（*Meigir*）可汗及び敦欲谷（*Tonjukuk*）の *Orkhon* 碑文に見ゆる *Kitai* (*Vilh. Thomsen*; *Inscription de l'orkhon*. 1896. P. 98; P. 129) 或は *Kitai* (*W. Radloff*; *Die altürkischen Inschriften der Mongolei* zweite Folge. 1899. *Die Inschrift des Tonjukuk*. p. 5, p. 7, p. 9, p. 23) は之と同一民族を指すものである。

契丹が始めて國號を大遼と稱したのは太宗の大同年（九四七年）二月（遼史本紀）にして（而るに資治通鑑卷二八一及び契丹國志卷二には後晋の天福二年即西紀九三七年會同と改元して大遼と號すと謂ひ、五代史記卷七二、四夷附錄には改天顯十一年爲會同元年、更其國號大遼。とある。）其後聖宗即位するや改めて大契丹國を稱し（續資治通鑑長編卷二三及び契丹國志卷七）、道宗に至るや再び大遼國と號した。（續資治通鑑長編卷二〇七、治平三年春正月癸酉の條、及び契丹國志卷九、咸雍二年。）

② 遼淵 遼淵とは正しくは遼州である。其の俗に遼淵の名を以て呼ばれるは唐代此の地に遼淵郡を置いたことに因るものと考へるのが今日通説の如くであるが恐らく之は何等かの誤解に基くものであらう。高祖の諱が李淵である關係上唐一代を通じてかゝる郡名を用ふることはあり得なく、唐代には淵の字は常に水、或は泉等の字を以て改められて居る。（陳垣氏、史諱舉例）燕京學報四期所收（を參照すべし）。兩唐書地理志、元和郡縣志等にも遼淵郡を置いた事實は見當らず、却つて唐代にも依然遼州と稱せられてゐることを知る。

遼州、武德四年分魏州之頓丘・觀城置遼州、……又特置瀋水縣、貞觀元年廢遼州。……大曆七年正月勅、又於頓邱縣置遼州、頓丘・清豐・觀城・臨黃四縣、（舊唐書卷三九、地理志）。

或は元和郡縣志（卷一六）にも

遼州（頓丘）武德四年分魏州之頓邱・觀城二縣、於今理置遼州、因瀋水爲名、又分置瀋水縣。貞觀元年廢遼州、以瀋水縣屬黎遼淵の盟約と其の史的意義（上）

州。大曆七年魏博節度使田承嗣又奏置遼州。

と謂ふ。

宋代には遼州遼淵郡鎮寧軍節度と稱し、眞宗景德年間にはその治所は未だ石晋の天福三年に移置された儘に德勝城(註⑤参照)に在つた。

然るに大清一統志及び讀史方輿紀要に據れば、この德勝故城は開州(河北省濮陽縣)に在り。又開州の西南近くの遼水は古の遼淵にして例へば左傳を見るに、經に「襄公二十年夏六月庚申、公會晉侯齊侯宋公衛侯鄭伯曹伯莒子邾子滕子薛伯杞伯小邾子盟于遼淵(杜注、遼淵在頓丘縣南、今名繁汙、此衛地、又近戚田)」(春秋左傳註疏卷三四)と謂ふ。

太平寰宇記に據れば隋は嘗て此處に遼淵縣を置きたることありと。即ち

廢遼淵縣、隋開皇十六年割臨河・內黃・頓邱三縣、置遼淵縣、南臨遼淵。……唐武德四年以國諱改名遼水。貞觀十七年廢入

臨河縣。(卷五七)と謂ふ。

されば當時遼州治は古來のまゝに遼淵を以て、俗稱されてゐたものにして(續資治通鑑長編、宋史或は宋朝事實等を始め當時の史料には屢河決遼淵とか、幸遼淵とかの記載が見える)宋代、遼州遼淵郡と稱したことも恐らく之に因んだものなる可く斯かる緣由よりして景德元年遼州の役を呼ぶに遼淵の雅稱を以てしたものと謂ふべきであらう。

③ 續資治通鑑長編、遼史、契丹國志及び九朝編年備要等には何れも十二歳とあるも、宋會要は十三歳と謂ふ。或は三は二の誤寫か、以下引用する宋會要とは京大所藏本、即ち上海劉承幹氏藏徐松輯本より抄寫したるものを謂ふ。

④ 承天皇太后 容知皇后蕭氏、即ち聖宗の生母にして統和元年、承天皇太後の尊號を上られ、爾來崩するに至るまで(統和二十七年十二月)の約二十有餘年間庶政悉くその手に決し、聖宗は唯每事拱手承順するのみであつた。

⑤ 于越 契丹の如何なる語の音譯か不明であるが遼史國語解には貴官無所職、其位居北南大(王)上、非有大功德者不授。と謂ふ。

⑥ 南京(幽州) 幽州は今の北京にして太宗の會同元年十一月南京と稱せられて以來遼の世を終るまでこの名を以て呼ばれ、聖

宗の頃には燕京とも謂ひ、金の海陵貞元元年遷都と共に中都と改めらる。

- ⑦ 高陽關 今の河北省高陽縣にして宋代には唐の制を承けて瀛州(河間府)に屬す。宋史(八六)地理志、河北路の條には、

河間府……至道三年以高陽縣順安軍、舊名關南。太平興國元年改名高陽關。

として太平興國元年に高陽關と改名された如く謂ふも、續資治通鑑長編(卷二十三)に據れば元年にあらずして七年のことである。

太平興國七年二月甲申改關南爲高陽關。

元豐九城志(卷二)瀛州河間郡防禦の條下にも、

太平興國七年改關南爲高陽縣。至道三年以高陽縣隸順安軍。……とある。

- ⑧ 續資治通鑑長編卷二四、太平興國八年十一月の條。

宋會要(蕃夷、契丹)には、之を同年十二月の條に置く。尙ほ以下に於ては便宜上、續資治通鑑長編を單に長編と呼ぶ。

- ⑨ 聖宗の女眞征伐に就いては池内博士の「高麗成宗朝に於ける女眞及び契丹との關係」(第二章)(滿鮮地理歷史研)。

「遼の聖宗の女眞征伐」(史學雜誌二六編六號)。

和田清氏 「定安國に就いて」(東洋學報第一所收)。

等の諸研究あれば之等を參照せられ度し。

- ⑩ 太平治述統類(適園叢書所收)(卷三)には賀懷浦を賀令圖の子とし、又薛繼昭を薛維昭と誤る。

- ⑪ 續資治通鑑長編(卷二七)、雍熙三年春正月の條。然るに、宋會要(蕃部契丹)には、之を太平興國九年(この年十一月雍熙と改

元す)のことと謂ふ。

- ⑫ 山後は山北とも謂ひ山前(山南)に對するものにして太行山脈を界とする東西の地を謂ふものの如し。尙、詳しくは滿鮮地理歷史研究報第四所收、松居等氏、宋對契丹の戰略地理、六八頁—七〇頁參照。

楊繼業 宋側史料には楊業とある、九朝編年備要(東方文化學院京都研究所藏、抄寫本)によれば(卷三)彼は初め北漢主劉繼

- ⑬ 元の下に在つて名を賜ひ劉繼業と稱したが北漢亡ぶや宋太宗に仕へ楊業と呼んだと謂ふ。

- ⑬ 宋水軍の來襲 遼史本紀(一一)に據れば、統和四年三月壬午詔林牙勤德、以兵守平州(河北省盧龍縣山海關の西方に當る)之海岸以備宋。仍報平州節度使迪里姑、若勤德未至、遣人趣行、馬乏則括民馬、鎧甲闕則取於顯州之甲坊。

五月壬辰以宋兵至平州瑤昇・韓德威不盡追殺、降詔詰責、仍諭、據城未降者、必盡掩殺無使遁逃。

又遼史(九四卷)耶律化哥傳にも宋軍の海路來襲を報じてゐる。

統和四年南侵宋、化哥擒譯者、知敵由海路來襲、即先據平州要地。

- ⑭ 東城縣 瀛州(河北省、河間縣)の東北約六十支里にあり。讀史方輿紀要(卷一三)河間府の條に、

東州城府東北六十里、俗名如林鄉、……隋改曰東城、唐因之。……宋熙寧六年廢爲東城鎮。元祐初復置縣。

とある。

- ⑮ 君子館の戰 宋會要(蕃部契丹)に君子館の收報が十二月十二日に上言されてゐることより推せば(長編にも丙午(十二日)以聞云云とあり。)この戰は十二日以前に行はれたものにして遼史が之を甲辰(十日)乙巳(十一日)に掲げてゐるのは正しいであらう。

- ⑯ 遼史が李繼隆を李敬源と記してゐるのは或は聖宗の諱を避けたのかと思はれる。

- ⑰ 遼史本紀一一卷末考證には、按宋通鑑、壬子薄代州、爲張齊賢所敗、殺其國舅詳穩撻烈哥宮使蕭打里。遼史……壬子之敗則諱之。と謂ふ。長編には

張齊賢(知代州給事中)先伏步卒二千於土壇梁、掩擊大敗之、擒其北大王之子一人、斬首二千餘級、俘五百餘人、獲馬千餘匹車帳牛羊器甲甚衆。(長編卷二七、雍熙三年十二月の條)。

宋會要(蕃部契丹)には十二月二十五日、代州副都統(總?)管(代州副都署のことならん)盧漢贊の上言として同様な記載を掲げてゐる。

- ⑱ 乙卯を遼史は表記の如く九月のこととするも正しくは十月二日(乙卯)とすべきである。

- ⑲ 長城口 河北省徐水縣の東北にある戰國時代燕趙の分界處を謂ふ。讀史方輿紀要(卷一二、保定府安肅縣)に、「長城在縣安

肅縣＝徐水縣ノ東北、蓋戰國時燕趙分界處、今有長城口。……」とある。

②1 曹河 この河は現在も俗に漕河と呼ばれ支那陸軍測量局(直隸)十萬分之一圖には大冊河と記入さる。滿城縣を貫流し安新縣附近に於て唐河に合し、西淀(白羊淀)に注ぐ河にして讀史方輿紀要(卷二二)の徐河は之に比定さるべきであらう。

②2 陔餘叢考卷一三、「遼宋二史不相合處」。但し趙翼は直接この戰を指摘してゐるのではない。

②3 統和七年(端拱二年)五月の戰。

遼史(卷二二)によれば、

七年五月壬辰燕京奏、宋兵至邊、時暑未敢興戰、且駐易州、俟彼動則進擊、退則班師、從之。

と謂ふが、これは恐らく耶律休哥傳(遼史八三)に、

七年宋遣劉延讓等乘暑游、來攻易州、諸將憚之。獨休哥率銳卒逆擊于沙河之北、殺傷數萬、輜重不可計。

とあるものにして之に應ずる記載は宋側の史料には見當らない。劉延讓とあるは誤りにして宋史本紀及び彼の列傳によれば彼は已に雍熙四年十月勅許を俟たずして屯所(雄州都部署)を離れて歸京したるを以て軍法に問はれ、高州に流滴されて居る。

又沙河の名を有する河水は河北省には多く存し何れに當るやば定め難きも、こゝに謂ふ所のものは恐らく易水の別名であらう。例へば耶律休哥傳(遼史八三)に「(休哥)追(曹彬・米信)至易州東、聞宋師尚有數萬、灝沙河而襲、促兵往擊之。……」とある沙河も之を指すものであらう。

②4 唐・徐二河 唐河は現在も同名を以て呼ばれ、即ち山西省靈邱縣の西北地方より發し、倒馬關、唐縣の南、定縣の北、を經て安國・博野の諸縣を流れるもの(下流は俗に潞龍河と呼ぶ)と、一方曲陽縣の東方に於て支れて東北流し、金線河、白草溝

(府河)等を合せ白羊淀(西淀)に入る支流も亦唐河の名を有す。(俗に前者を老唐河、後者を唐河と呼ぶ)。而るに此處に徐河と並び記せられる唐河は寧ろ今の金線河(陸軍測量局十萬分之一地圖によれば曲陽の東北に於て老唐河と最初に支れ唐縣を貫いて東流し清苑縣の遙か東南に於て唐河に合するもの)を指すものにあらずやと考へられる。蓋し老唐河より最初に支れること、唐縣を貫流すること、更に徐河即ち大冊河(或は漕河)と並稱されること等よりみて今の金線河が此の頃唐河と呼ばれたと見て

も強ち不當でもあるまい。

②5 長編卷二八(趙孚の奏議)卷二九、三〇、及び宋會要(蕃部契丹)端拱二月正月の條等を参照すべし。

②6 長編卷三二、其他文獻通考卷三二七、四裔考女眞の部にも略同様の記事が見え、宋史本紀には唯、

淳化二年是歲女眞表請伐契丹、詔不許。自是遂屬契丹。

と謂ふ。而してこの女眞は恐らく鴨綠江下流域の女眞をさすものであらう。

②7 池内博士の「高麗成宗朝に於ける女眞及び契丹との關係」(滿鮮地理歴史、研究)第二章第三章を参照すべし。

②8 契丹が鴨綠江下流域の瀕海女眞を略完全に服屬せしめ得たのは既に和田清氏の考證されし如く統和九年頃のことであらう。(定

安國に就いて、東洋學報六卷、一三〇頁)。

②9 威虜軍 元豐九域志(卷二、河北路)に廣信軍太平興國六年以易州遂城縣地置威虜軍。景德元年改廣信治遂城。(河北省徐水縣

支里)

長編(卷五八)に、

景德元年十二月改威虜軍曰廣信……と謂ふ。

③0 眞宗の咸平二年二月に上疏した京西轉運副使朱台符の言にも、

太宗平晉後、……契丹大肆凶鋒、據邊民、攻拔城寨、長驅深入、莫可禁止、當是時也、以河爲塞、而趙魏之間幾非國家所有。

既阻歡盟、乃爲備禦、屯兵馬、益將帥、芻粟之飛輓、金帛之委輸、賸給賞賜不可勝數、由是國之食貨困于河朔矣。……

(長編卷四四)、とある。

③1 靜戎軍 河北省徐水縣に置かる。元豐九域志(卷二、河北路安肅軍)に、太平興國六年以易州宥戎鎮地置靜戎軍。景德元年改

安肅、治安肅縣(河北省徐水縣)。

宋史(卷八六、地理二、河北路)に

安肅軍同下州、本易州遂城縣、太平興國六年建爲靜戎軍、析易州遂城三鄉置靜戎縣隸焉。景德元年併縣改安肅軍。宣和七年廢

軍爲安肅縣。……………

(32) 九朝編年備要(卷四)に據るに、

淳化三年七月張洎言、威虜軍可廢。又言凡邊境軍壘其甲率不滿三萬人、皆可廢以隸緣邊大鎮。詔廢威虜軍、尋復之。とて一旦嘉納されたが、聽がて再び置かれることとなつたと謂ふ。

(33) 莫州 河北省任邱縣の北方約三十支里。

朔州 河北省朔縣。

平戎軍 景德元年十二月保定軍と改稱さる(長編卷五八)、元豐九城志(卷二)には、太平興國六年以涿州歸信縣新鎮(河北省新鎮縣)、建平戎軍。景德元年改保定。

破虜軍 景德元年十二月信安軍と改稱さる(長編卷五八)。之に就いては註(35)を參照せよ。

順安軍 元豐九城志(卷二)には、太平興國七年以瀛州廢唐興縣地置唐興寨、淳化三年升爲順安軍、治高陽縣。とあり。宋史

(卷八六、地理二)にも、本瀛州高陽關砦。……………淳化三年建爲順安軍。……………熙寧六年省高陽縣爲鎮。十年復爲縣。と謂ふ。

尙ほ註(7)高陽關の條を見よ。

長編(卷五八)にも

景德元年十二月改靜戎(軍)曰安肅(軍)。と謂ふ。

(34) これは何承矩の建議に據つたものにして長編(卷三四、淳化四年三月)に據れば、

初何承矩、……………建屯田之議、上意頗嚮之。……………壬子以何承矩爲制置河北緣邊屯田使、……………發諸州鎮兵萬八千人給其

役、凡雄・莫・朔州・平戎・破虜・順安軍興輿六百里、置斗門引澁水灌溉。……………是年(淳化四年)八月稻熟。……………自是葦蒲贏

蛤之饑民賴其利。

宋史(卷一七六)食貨志屯田の條にも略同様の記載あり。然し河北の屯田は其後大して興らず、英宗の治平三年(一〇六六)に至るも、田三百六十七頃、穀を得ること三萬五千四百六十八石を算するに過ぎず、玉海(卷一七七食貨、屯田)に「河北歲入無幾

遼澗の盟約と其の史的意義(上)

第二十卷 第一號 二九

利、在蓄水以限戎馬而已。」と謂へる如き有様であつた。

③⑤ 長編卷三七による。宋史卷二五三、折御卿傳には淳化五年の條に引續き記してゐる。

③⑥ 宋史本紀卷五、九朝編年備要卷五、契丹國志卷七、皇宋十朝綱要卷二等に見ゆ。

③⑦ 聖宗と李繼遷

遼史(卷一一五)西夏外紀及び本紀に據るに、李繼遷の始めて遼に來降したのは統和四年二月にして(彼が宋に叛して銀州に據つたのは太宗の雍熙二年)統和三年のことである。)七年三月耶律襄の女義成公主を降嫁され、(宋史夏國傳には雍熙三年のこととし遼史本紀にも統和四年十二月李繼遷引五百騎、歙塞頗僻大國永作藩輔、詔以王子帳節度使耶律襄之女汀封義成公主下嫁、賜馬三千匹。とあるが實際に降嫁せしめたのは統和七年三月のことならん)八年十二月には遼より夏國王に封ぜられ、更に十五年三月西平王に冊せられ、二十一年繼遷死するや翌年子李德明(遼史は景宗の諱を避けて李德昭と謂ふ)をして西平王を襲はしむ。かく繼遷の一代は常に契丹への來貢を怠らず、之と結んで宋の西北邊を侵授し、眞宗の咸平五年(統和二十年)三月には靈州を攻陥して西平府と爲し遷つてこの地に據ることとなつた。

③⑧ 統和十七年より二十一年に至る契丹の中原侵寇

遼史の記載は亂雜を極めたれば、長編、契丹國志等を參酌しつゝ、契丹軍侵寇の跡を辿るに、先づ統和十七年には九月南伐の師を起し、冬十月遼城を攻めて失敗してゐる。これは長編(卷四五)に、

威虜軍(遼城)言契丹來寇、出兵擊敗之、殺其酋帥。

とあるに當るものであらう。又、曾鞏、隆平集(遼史拾遺所引)には

咸平二年(統和十七年)契丹入寇、楊延昭在遼城。……延昭集城中丁壯護守、偶大寒、命汲水注城外、及旦冰堅滑、城不可

近、虜遂解去。と謂ふ。

然し之に屈せず、同月定州を寇し、瀛州(河北省河間府)に宋軍を破り、進んで樂壽縣(河北省獻縣)を拔き、十二月冀州(河北省冀縣)に迫つたが宋將張旻の爲めに城南に敗北し、翌年正月南京に引き擧げることとなつた。然しその途中にも范廷召等の

追撃を蒙り、莫州附近に於て再敗した。

咸平三年正月范延召等引兵追契丹。丁亥至莫州東三十里大破之。(長編卷四六)

尙、柳開の上奏によれば、同年西部方面へも數次の入寇を試みてゐる。

臣去年蒙陛下差、知代州(山西省代縣)、今年移知忻州(山西省忻縣)、每見北界歸明人、言契丹排比入寇次第甚大、臣初未敢決然信之、伏自八月以來、聞河北邊上敵人屯結甚衆、又數侵犯雁門・瓶形寨・甯化軍(元豐九域志卷四には太平興國四年以嵐州之固軍爲甯化縣、五年於縣置軍。とあり)度其姦謀必不輕退、深恐大寒之際契丹轉肆衝突。(長編四五、咸平十九年にも十月、梁國王隆慶(聖宗の弟)を先鋒軍に將として遂城・滿城附近を侵擾す。平二年冬十月)

統和十九年冬十月甲寅遼軍與宋兵戰于遂城敗之。丙寅次滿城、以泥渾班師。(遼史本紀卷一四)然るに長編(卷四九)には同月、長城口に於ける宋軍の勝利を謂ふ。

冬十月甲寅北面前陣韓張斌與契丹遇長城口、……擊敗之、殺獲甚衆。

翌二十年三月には聖宗は北府宰相蕭繼遠等をして南伐せしめたるも(遼史本紀)至る所、失敗を重ねたやうである。

是歲(咸平五年)、契丹稍侵掠邊境、所在擊走之、卒不深入。於十一月甲寅北面諸州奏、敵騎悉散去。(長編卷五三)

統和二十一年には望都の戦あり、この役に於て宋軍は大敗し定州行營副部署王繼忠は遂に北方に俘虜となり(長編卷五四遼、斯くして宋に於ては又も北方防禦に關する論議が繰り返されることとなつた。)(史本紀卷一四)

咸平六年五月自望都之失利也、上日訪禦戎之策。(長編卷五四)

③⑨ 撻覽 これは前記遼史に見ゆる蕭撻摩と同一人にして鹽(he)或は(he)と鹽(現代音は[te]であるが廣東音及び古音は[te]或は[tem]である)は相通じ得る。錢大昕も二十二史攷異(卷八三)に、「宋史作撻覽、覽鹽聲相近也。」と謂ふ。

④⑩ この奏は同月二十四日に達したものの如く宋會要(蕃部契丹)宋史本紀卷七、及び玉海(卷一九三上)には閏九月二十四日(乙亥)の條に同様な記事を掲げてゐる。

④⑪ 奇嵐軍 宋史(卷八六、地理二、河東路)及び元豐九域志(卷四)に、

遼淵の盟約と其の史的意義(上)

太平興國五年以嵐州嵐谷縣（山西省奇嵐縣）建軍、治嵐谷縣、とあり。太平寰宇記（卷五〇）に據れば東北なる奇嵐山に取つて軍名と爲すと謂ふ。

- ⑫ 宋史本紀（卷七）には、十一月己未（九日）契丹逼冀州、知州王順擊走之。と謂ふも、宋會要及び玉海（卷一九三上）は、十一月辛亥（二日）に上奏されたものとして居り、又長編（卷五八）によれば王順が功によつて嘉獎されたのは十一月乙卯（五日）のことであらば之に關しても宋史の日附は誤を犯してゐる。

- ⑬ 長編（卷五八）には、

十一月乙卯（五日）北面部署奏、契丹自瀛州遁去、其衆猶二十萬、偵得其謀、欲乘虛抵貝・冀・天雄軍、詔督諸路兵及澶州戍卒會天雄軍。

或は同月庚申（十一日）の條に、

上謂輔臣曰、聞寇沿河屯泊、侵擾貝・冀、窺深州、皆不利而去、彼皆有備故也。

とあれば契丹は貝州も降し得なかつたもののやうである。

- ⑭ 遷都之議及び親征

參知政事王欽若（江南人）以寇深入、密言於上、請幸金陵。簽書樞密院事陳堯叟（蜀人）請幸成都、上復以問（寇）準、……曰誰爲陛下畫此策者、罪可斬也。……上乃止。（長編卷五七）。

之が爲め欽若は寇準の怒に觸れ、出でて大名天雄軍に鎮すること爲り、遷都の議は斥けられて眞宗は一旦親征に決したが、後十一月、契丹が天雄軍に迫るや、再び群臣の中には金陵遷幸を謀る者があつた。然しこの時も寇準は「群臣怯懦無知、不異於鄉老婦人之言。今寇已迫近、四方危心、陛下惟可進尺不可退寸。河北諸軍日夜望饘輿至、士氣當百倍、若回輦數步、則萬衆瓦解、敵乘其勢、金陵亦不可得而至矣。」（長編卷五八）と上言して強硬に親征を主張したれば遂に眞宗は之に従ふこととなつた。

- ⑮ 澶州の南北城

前に註②に於て述べたる如く、この時の澶州治は石晋の天福三年に移置された儘に德勝城にあり、従つて謂

ふ所の澶州南北城とは德勝南北城のことである。この城は五代梁の貞明五年、晋(後唐)の李存審に依つて黄河を挟んで南北に築かれたものである。

貞明五年春正月晋李存審于德勝南北築兩城而守之。(資治通鑑卷二七〇、後梁紀五)
讀史方輿紀要(卷一六)大名府開州の條にも、

德勝城、五代梁貞明四年晋王存勗拔漢陽年德勝渡、尋遣李存審、於德勝南北、夾河築兩城而守之。と謂ふ。玉海(卷一九三)上景德親征の條にも同様な記載がある。

46) 王繼忠 宋史(卷二七九) 遼史(卷八一) 東都事略(卷四二)に各々專傳あり。其他、契丹國志(卷七)、石林燕語(卷一〇)、王文正(王曾)筆錄、夢溪筆談補筆談(卷三)等にも王繼忠がこの時兩國間を斡旋し和議の成立に與つて力あつたことを詳記してゐる。

47) 石晉 宋會要(蕃部契丹)は誤つて石祖と謂ふ。

48) 宋の眞宗は最初より契丹軍の入寇を怖れること甚しく、群臣の議に迷はされて再三江南或は成都に遷都せんとしたが、その都度寇準に諫められて思ひ止り、既に親征を決意した後と雖も尙強く和約を希つて、屢々王繼忠に手詔して之が斡旋を求め、又曹利用を再使せしめんとするに當つても、流石に土地の割譲は好まなかつたが金帛ならば毎歳百萬に達すと雖も亦可なり等と諭してゐる。又寇準が澶州に於て宋側の形勢日に有利に赴くをみて和議を許さざらんことを欲し、且つ和するとしても百年の大計を畫策して上言したるも、眞宗は和に急なるの餘り、「數十歳後當有能扞禦之者。吾不忍生靈重困、姑聽其和也。」とて準の策を納れ無つたと謂ふことは克く人の知る所である。

49) 長編(卷五八)に據れば、

景德元年十月丙戌(六日)王超言、契丹引衆、沿胡盧河而東、詔諸將整兵爲備。仍令奇嵐・威虜軍・保州・北平寨部署等深入賊境、腹背縱擊、以分其勢。(宋會要には、莫州もあり)。

乙巳(廿五日)保・莫州・奇嵐・威虜軍・北平寨並言、擊敗契丹。是役張凝(保州部署) 田敏(北平寨部署)皆以偏師抵易州南、

澶淵の盟約と其の史的意義(上)

第二十卷 第一號

三三

擄獲人畜鎧仗凡數萬計。と謂ふ。

- ⑤① 高正 長編(卷五八) 宋史(卷二九〇)曹利用傳には高正始とあるも遼史及び宋會要(蕃部契丹)の謂ふ高正に従ふべきである。遼史(卷八八)には高正の傳あり。

- ⑤② 宋史(卷二九〇) 曹利用傳にも同様の記載が見える。

- ⑤③ 資治通鑑(卷二九四)、顯德六年五月の條に見ゆる胡注にも「關南謂瓦橋關以南。」とある。

- ⑤④ 澶口關 世宗が澶口關を取つたことに就いては舊五代史、資治通鑑等には、何等の記載を見ないが、五代史記は(卷一二)顯德六年夏四月の條に註して、

……(前略)世宗下三關、瓦橋、益津以建州、及見澶口關止置寨。故舊史實錄皆闕不書、遂不見其取得時日。今信安軍是也。と謂ひ、李攸の宋朝事實(卷二〇)にも周世宗乘其(契丹)衰削、遂奪其關南之故地、以瓦橋關爲雄州、以益津關爲霸州、澶口關置寨とある。元豐九域志(卷二)には、

信安軍太平興國六年以霸州澶口寨爲破虜軍。景德三年(これは正しくは長編卷五八に據るに、景德元年十二月の事である。)

改信安、

とあり、宋史(卷八六)、地理二、河北路にも、

信安軍同下州、太平興國六年以霸州澶口砦建破虜軍。景德二年(正しくは景德元年十二月)改爲信安。

と謂ふ。この地は霸州の東約五十里に當る。

- ⑤⑤ 乾寧軍 元豐九域志(卷二)には太平興國七年以滄州永安縣置軍。と謂ふ。

- ⑤⑥ 瀛州及び莫州は共に、石晉が契丹に割讓したる燕雲十六州の中に數へられるものである。

- ⑤⑦ 易州 この時の南伐の結果、易州は後周の手に歸し、宋も尙ほ引續き之を領有することとなり、其後澶淵の盟約に於ても契丹は遂にこの地を回復することを得なかつたと普通一般に考へられてゐるやうであるが、これは誤りにして、此の地は前記の如く一旦周の世宗によつて中國に歸したが、驍がて聖宗の統和五年(宋太宗、雍熙四年)再び契丹に入り、其後は金初まで長く宋の化外

州と爲つて居たれば契丹の要求した關南故地の中に數ふ可からず。長編は(卷二八)雍熙四年正月の條に「敵長驅入深、祁、陷易州、……」或は同書(卷五九)、景德二年夏四月甲申順安軍言近遣牙校、部送禽獲姦盜、至北界易州、……」と謂ひ、宋史(卷九〇)地理志、燕山府路にも「易州雍熙四年陷于契丹、宣和四年、金人以州來歸、……」とあり、元豐九域志も此の地を化外州として記載してゐる。又遼史(卷四〇)南京路易州には「應歷九年(顯德六年)爲周世宗所取。後屬宋。統和七年攻克之。」とし、同本紀(卷二二)にも「統和七年春正月癸卯攻易州。甲辰大軍齊進、破易州。……即以馬質爲刺史、趙質爲兵馬都監、遷易州軍民于燕京。」と謂ふ。蓋し統和五年一旦契丹に陥りたるも、長編は(卷二九)、端拱元年(統和六年)十一月の條に再び易州が敵に陥つたことを記してゐること等より推すに、其後兩三年は兩國の間に爭奪が行はれ、統和七年(端拱二年)に至つて完全に契丹の領する所となつたものであらう。

寇準は曹利用を北寨に再使せしむるに際しても、彼に對して「汝往所許不得過三十萬、過三十萬勿來見準。準將斬汝。」と謂つて戒めてゐる。今次契丹の入寇に當つては終始強硬策を堅持し、一度しては王欽若、陳堯叟等の軟弱派を斥けて親征之議を決し、再びしては群議を排して車駕を澶州に進めしめ、三度しては眞宗をして河を渡つて北城に黃龍旗を飄さしめ、斯くして遂に宋の社稷を危きに救つたのは一に寇準の強硬なる態度に因るものと謂ふべきであらう。

この間即ち十二月壬午(三日)契丹軍は更に南下して通利軍(河南省滑縣の東北)に入寇し城中の民人を掠去してゐる(長編卷五八)のは構和を有利に導かんとする牽制策ではなかつたか。遼史がこの事を十一月乙亥の條に掲げてゐるのは據るべきでない。通利軍の襲撃は眞宗の尤も怖れてゐた所である。例へば十一月庚申輔臣に語つた言にも「獨通利軍素無城壁兵甲、若寇漸南、王超等大軍未至、邪謀可憂也、宜分兵益爲之備。」とある。(長編卷五八)

兩國互に取り交はした誓書の日附は、宋は十二月七日(丙戌)契丹は十二日(辛卯)となつてゐるが、李繼昌の契丹寨に至つたのは、同月九日(戊子)にして、丁振が眞宗に陳橋の行在に謁したのは同月十八日(丁酉)であつた(眞宗はこの月十五日(甲午)、——長編に甲子とあるは甲午の誤りである。既に澶州を發してゐた)。

聖宗は十二月師を班し、翌年正月戊午南京に歸還した。長編(卷五八)及び宋會要に、

十二月甲子(十五日)(甲午の誤り)張凝等奏、率兵至貝・冀、戎人候騎各圍結北去、不敢侵掠。偵得戎首與其母已過定遠軍(滄州)今の河北省滄縣、東光縣に治す)丁酉(十八日)張凝等言契丹已出塞とあり、富弼も彼の十二策に於て「雄霸之間、即景德敵騎東歸之路也。」と謂ふ。(長編卷一五)

⑥1 兩國誓書の全文は長編(卷五八)十二月辛丑の原註及び契丹國志(卷二〇)に見ゆ。

⑥2 遼史本紀(卷一四)に據れば宋遣李繼昌請和、以太后爲叔母、願歲輸銀十萬兩絹二十萬匹。許之。とあり之に就いて趙翼は二十二史劄記(卷二五)「宋遼金夏交際儀」に於て論すること詳しく、亦石林燕語にも次の如く謂ふ。

契丹既修兄弟之好、仁宗初隆緒(聖宗)在位、于仁宗爲伯、故明肅太后(眞宗の皇后)臨朝、生辰旦慶皆遣使致書太后、本朝亦遣使報之、猶婦嬪通書于伯母無嫌也。至和二年宗眞(興宗)卒、洪基(道宗)嗣位、宗眞妻臨朝、則仁宗之弟嬪也。…中略…元祐初宣仁(英宗の后)臨朝、洪基亦英宗之弟、因用至和故事。(卷二)

尙ほ、近年出土の、聖宗哀冊文にも

乃命使輅、疊仲誠款、懇求繼好、乞效刑牲、貢奉金帛、助贍甲兵、尊聖善而庶稱兒姪、敦友愛而願作弟兄、保始終之悠久著信誓於丹青。と見ゆ。

⑥3 景德元年十二月辛丑錄契丹誓書、頌河北河東諸州平、始通和、所致誓書皆以南北朝冠國號之上。(長編卷五八)

⑥4 宋遼の境界線に就いては松井等氏「宋對契丹の戰略地理」に詳説されてあれば參照すべし。(滿鮮地理歴史研究) (報告第四卷所收)

⑥5 趙延祚は雄州の大姓として太宗時代より名有り、彼は又北方契丹國內の情勢にも精通してゐた。

延祚(雄)州之大姓、自太宗朝嘗出家財、交結彼處豪傑、得其動靜、即具白州將。(長編卷五九)

⑥6 富弼が遼の興宗を説きたる時にも多少諱辯的な所はあるが彼は次の如く謂つてゐる。

且北朝與中國通好、則人主尊其利、而臣下無所獲。(中略)若通好不絕、歲幣盡歸人主、臣下所得止奉使者歲一二人耳、群臣何利焉。(長編卷一三七)